

平成30年3月29日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年1月29日付け29長対広第95号で本審議会に対して諮問の
ありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり
答申します。

記

1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用

(1) 学校給食費管理システム稼働に伴う個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	2 9 - 1	答 申 日	平成 3 0 年 3 月 2 9 日
審 議 件 名	学校給食費管理システム稼働に伴う個人情報の目的外利用について		
審 議 日	平成 3 0 年 1 月 2 9 日		
内 容			
<p>本件は、平成 30 年 8 月下旬より開始される中学校給食の給食費の徴収事務について住基情報を利用して、市独自系システムの学齢簿システムから情報を抽出することを想定しているもので、実施機関が保有している個人情報を収集した目的の範囲を超えた利用（目的外利用）に該当するため、個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の趣旨に照らして諮問されたものである。</p> <p>徴収事務に関しては、児童・生徒・保護者の住所、氏名、所属学校等の基本情報、世帯の就学援助の認定状況、食物アレルギー情報等について、入力の効率化の観点から市独自系システムの学齢簿システムを利用した、給食費管理システムを導入する予定である。</p> <p>当該システムは市役所にサーバーを置かない外部のクラウドシステムを想定しているが、インターネット環境に接続せず、高度のセキュリティを有する LGWAN ネットワークを利用したシステムを予定している。</p> <p>給食費は原則、口座振替により管理し、毎月給食費を引き落とすことになる。手続きに使用する口座振替依頼書は、金融機関控、市役所控、納付義務者保管用の 3 枚複写となっており、その中で「申込内容の確認のため、市が保有する私の納付義務に関する資料、住民基本台帳及び学齢簿の閲覧については同意します。」という文言を入れる予定である。そのため、学齢簿の情報を抽出した事後にはなるが、口座振替手続きをした保護者からは個人情報の閲覧については、事後承諾を得る形になる。</p> <p>学齢簿からのデータ抽出を行い、給食費の徴収を行うことは、公平性を担保するために必要なことと考えている。</p>			

内

容

本審議会は、所管課に事業内容の確認や質問をしたうえで本件を審議した結果、今回学齢簿システムから新しく個人情報ファイルを作成することとなるが、作成して取得した個人情報の取り扱いを適正に行う旨の説明があり、給食費完納後の一定期限到来後にはデータ等を削除すること等の確認ができたため、就学援助を受けている（給食費の支払義務が生じない）家庭への丁寧な説明を実施するよう意見を付し、条例の趣旨に則して本制度を運用するよう求めた上で、その導入には問題ないとの結論に達した。